
燕市大河津分水通水 100 周年 記念品開発支援事業（2 次募集）

（ 支援事業のご案内 ）

燕市 産業振興部 商工振興課

《 燕市大河津分水通水 100 周年記念品開発支援事業について 》

この事業は、大河津分水通水 100 周年を契機とした製品の開発及びその販売を促進し、製品を通じて燕市のブランドを発信することにより、地域産業の振興及び地域の活性化を生み出すために創設されたものです。開発された商品は令和 4 年度の関連イベントのみならず、今後幅広く販売ができるよう支援します。

想定される記念品（例）

- ・大河津分水通水 100 周年を契機としたお菓子やみやげ品
- ・困った人を助けるという「長善館」の教えを形に残す製品
- ・工事の偉業を残すために植栽された「大河津分水の桜」をテーマにした製品 等

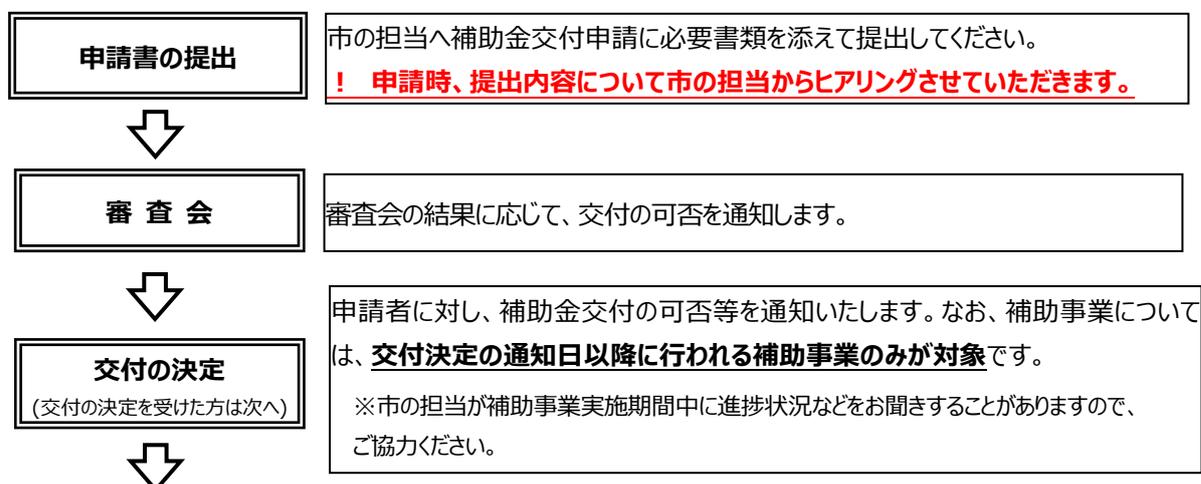
《 大河津分水通水 100 周年事業とは？ 》

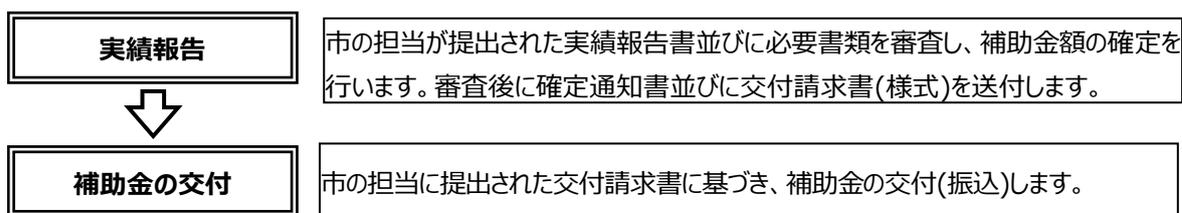
2022 年、大河津分水は通水から 100 周年を迎えます。大河津分水は水禍を乗り越えてきた先人達の想いが凝縮した場です。通水に至るまでの多くの先人たちの努力の足跡を市のブランド価値として発信していくことで、郷土愛を育み、後世に残していくことを目的として、イベントの開催・情報発信・記念品の開発など各種事業を実施するものです。

《 補助要件 》

補助率	補助上限	補助対象	受付期間
2/3	30 万円	大河津分水通水 100 周年を契機とした製品の開発に関する費用	6/1（火）～ 6/30（水）

《 申請の流れ 》





【補助対象期間について】

交付決定日から令和 4 年 1 月 31 日までとなります。(補助対象期間外の支出は認められません。)

《 申請要件 》

・ 補 助 対 象 者	申請時において市内で事業を営む法人又は個人で、次の要件を全て満たす者 (1) 開発等を行う商品を継続的に製造及び販売する計画がある事業者であること。 (2) 開発等を行う商品の販路拡大の計画がある事業者であること。 (3) 補助金の申請を行う年度の 3 月末までに商品化する見込みがある事業者であること。
・ 補 助 対 象 経 費	謝金、交通費、消耗品費、原材料費、外注加工費、委託費、手数料、運搬費、使用料および賃借料 ※ 詳細は 3・4 ページの『補助対象経費一覧』をご覧ください。
・ 補 助 内 容	補助対象経費の 3 分の 2 以内の額 (上限 : 30 万円)
・ 補 助 対 象 期 間	交付決定日から令和 4 年 1 月 31 日まで ※ 補助対象事業は申請年度内に完了してください。

《 補助対象経費一覧 》

対象経費	適用範囲及び算定方法
謝金	専門的知識を有する者に指導、相談等を受けた場合の謝礼。
交通費	専門家に支払われる旅費及びマーケティング活動に必要な旅費。
消耗品費	事業に必要な少額の物品購入費。
原材料費	直接必要な原材料及び副資材の購入に必要な経費。

燕市大河津分水通水 100 周年記念品開発支援事業のご案内

対象経費	適用範囲及び算定方法
外注加工費	自社内での加工等が難しい等の理由から加工、製造等の外注に必要な経費。
委託費	パッケージデザイン等を委託するために必要な経費。
手数料	各種許認可等の取得経費、又は成分の分析、検査等に係る経費。
運搬費	材料、資材、試作品等の送付に必要な経費。
使用料および 賃借料	本事業を実施するために直接に必要な機器・設備等のリース料・レンタル料に必要な経費 ※ 契約期間が補助対象期間を越える場合は、按分等の方式で算出された補助事業期間分のみ対象。

※ 消費税及び地方消費税相当額、銀行等への口座振込手数料は補助対象経費となりません。

《 申請方法について 》

申請書類については、以下の必要書類を市の担当まで直接持参または郵送で提出してください。

『燕市大河津分水通水 100 周年記念品開発支援事業補助金』

受付期間	令和 3 年 6 月 1 日（火）～6 月 30 日（水）
提出書類	(1) 事業計画書 (2) 誓約書 (3) 納税証明書 ※収納課窓口にて交付を受けてください。 (4) 食品営業許可書の写し(食品営業許可が必要な場合に限る。) (5) その他市長が必要と認める書類 ※ <u>様式は必ず燕市ホームページからダウンロードのうえ、ご利用ください。</u>

《 申請書のダウンロード等 》

交付申請書等の様式は、燕市ホームページからダウンロードできます。

※なお単なるロゴの刻印など、申請内容によっては補助対象とならない場合があります。

申請をご検討している事業者さまは事前にご相談ください。

https://www.city.tsubame.niigata.jp/soshiki/sangyo_shinko/2/shienseido/9453.html

その他ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

燕市 産業振興部 商工振興課 新産業推進係

〒959-0295

燕市吉田西太田 1 9 3 4 番地

TEL : 0256-77-8232 FAX : 0256-77-8306

E-Mail : shoko@city.tsubame.lg.jp